

平成 24 年 10 月 17 日

各 部 局 長
教 育 次 長
消 防 長
会 計 管 理 者
各 支 所 長
各 課 長
各 室 長

様

安芸高田市長 浜 田 一 義

(企画振興部)

平成 25 年度予算編成方針について (通知)

このことについて、安芸高田市財務規則第 4 条の規定に基づき、平成 25 年度予算編成方針を定めたので通知します。

各部局においては、本方針に基づき、予算見積書等関係書類を調整し、下記期限までに提出してください。

《提出期限》 平成 24 年 11 月 22 日 (木)

《目 次》

| | |
|-------------------------|---|
| ●平成 25 年度予算編成基本方針 | 1 |
| ●予算要求にあたっての留意事項 | 2 |
| ○一般事項(予算要求基準) | 2 |
| ○歳 入 | 4 |
| ○歳 出 | 4 |
| ○特別会計 | 6 |
| ○提出書類 | 7 |

平成 25 年度予算編成基本方針

平成 24 年 10 月

我が国の経済は、デフレに加え、電力供給の制約や欧州債務危機等の影響から依然として予断を許さず、極めて異常な円高は、産業の空洞化、地域の経済・雇用の悪化を加速させており、適切な対策が講じられない場合は、地域経済が極めて深刻な状況に陥る恐れがあります。

本市においても、景気の低迷等により税収が減少し続け、財源の根幹をなしている地方交付税についても、平成 26 年度から合併特例加算措置の段階的減額が始まり、財政規模が 200 億円程度である本市で最終的には 22 億円程度の歳入が減少すると見込まれており、今後の財政運営は極めて厳しいものとなります。加えて、今後、少子・高齢化や人口減少が急速に進行すると推計されており、市財政に歳出の増大、歳入の減少などの影響を及ぼすのみならず、本市の活力の低下に繋がると懸念されています。

このように、歳入の大幅な減額が見込まれる中、少子・高齢化という非常に大きな課題に対応するためには、民間にできることは民間に積極的に移管・委託する第 2 次行政改革を一層推進し、経常経費の抑制を図るとともに、自助・共助を柱とする「市民総ヘルパー構想」を始めとした地域での活動を通じて隣近所を支え合っていく社会を築く取組みを強化し、行政コストの抑制縮減と公共サービスの維持向上との両立を図る必要があります。

また、新市建設計画に掲げた大型建設事業に一定の目途が立つ状況となったことを踏まえ、整備されたインフラを活用した「まちづくり」に施策の重点を置く「ハードからソフトへの転換」が、これからの本市の課題となっていきます。

このため、平成 25 年度当初予算編成においては、新市建設計画に掲げられた大型建設事業を着実に仕上げるとともに、少子・高齢化対策の一層の充実、今後も安芸高田市が活力を保ち発展できる「まちづくり」に繋がる施策に重点的に取り組む一方、内部関係経費の縮減、民間への移管・委託の推進、歳入の確保など、あらゆる手段を通じて財政健全化計画を着実に推進することとします。

★予算要求にあたっての留意事項

1. 一般事項

(1) 予算要求基準

経費については事業効果等を十分に留意し、経費区分に応じて予算要求基準の範囲内で見積りを行うこと。

【予算要求基準】

| 経 費 区 分 | | 要 求 基 準 額 (一般財源ベース) | |
|-----------------------|--|--|-------------------------------|
| 負 担 経 費 | 1 法令等に基づく義務経費 ※国の法令等により支出が義務づけられた経費 | H23 決算額, H24 決算見込額を踏ま えた所要見込額 | |
| 経 常 的 経 費 | 2 職員給与費 ※議員報酬、行政委員会給与・報酬、共済費及び退職手当を含む | 所要見込額 | |
| | 3 公債費 | 所要見込額 | |
| 政 策 的 経 費 | 4 重点事業費 ※施策評価結果等に基づき重点的に取り組むべきと市長が認め た事業 | 市長が別に定める 額 | |
| | 5 準義務的経費等 ※準義務的補助金（単市福祉医療公費負担等） | 所要見込額 | |
| | 6 投 資 的 経 費 | ア 建設事業費 ※総合計画実施計画に計上された事業 | 所要見込額 |
| | | イ 建設事業費 ※総合計画実施計画に計上された事業以外 | 原則として予算要 求を認めない |
| | | ウ 維持修繕費 ※総合計画実施計画に計上された事業 | 所要見込額 |
| | | エ 維持修繕費 ※総合計画実施計画に計上された事業以外 | H24 当初予算額 の範囲内 |
| | 7 施 設 管 理 経 費 | ア 施設管理経費（枠外） ※長期継続契約に基づく業務、保守委託料及び公の施設 に係る指定管理者への委託料等（ただし、契約更新時 のものは除く。）、法定点検委託料、各種保険料、下水 道負担金 | 所要見込額 |
| | | イ 施設管理経費（枠内） ※ 上記以外の施設管理費 | H24 当初予算額 の <u>95%の範囲内</u> |
| | 8 そ の 他 一 般 事 業 費 | ア 一般事業費（枠外） ※出向職員の給与負担、非常勤嘱託員等の人件費（審議会 等の委員報酬は除く。）、不動産借上料（会場借上料は除 く。）、情報システム運営費（機器リース・保守料、ただし、 契約更新時に係るものは除く。）、庁用自動車の車検経費（法 定）、任意保険料及び借上料、特別会計繰出金（利子支払 手数料・公債費等）、特定財源過充当事業 | 所要見込額 |
| | | イ 一般事業費（枠内） ※ 上記以外の一般事業費 | H24 当初予算額 の <u>95%の範囲内</u> |

(2) 予算編成事務

重点施策に係る政策議論を深めるため、重点事業、新規事業に重点化した予算査定を行う。なお、施設管理費、一般事業費（枠外分を除く）については、各部局が機動的に執行できる予算となるよう、部局ごとの予算の枠内で、各部局が主体的に配分する、枠配分方式は継続する。

(3) 施策評価結果に基づく事務事業の見直し

施策評価結果を次年度予算編成に反映し、P D C Aサイクルを着実に展開させるため、平成 23 年度施策評価シート、事務事業評価シートに記載した事務事業の見直しを予算要求に反映させること。

(4) 第 2 次行政改革推進実施計画の着実な実施

平成 21 年 8 月に策定した第 2 次安芸高田市行政改革大綱に基づく、第 2 次行政改革推進実施計画に記載した平成 25 年度の実施計画について着実に実施するとともに、予算要求に反映させること。

(5) 投資的事業の優先順位

投資的事業については、市総合計画実施計画に掲載されていることを前提とし、その事業費の範囲内において緊急度・重要度など諸事情を勘案し重点化に努めること。予算要求にあたっては、別紙「建設事業計画」の作成時に必ず優先順位を記入すること。

(6) 補助金・助成金及び委託料の分析検討

外郭団体などへの補助金等については、団体ごとに予算・決算及び活動状況等を分析し、過去の経緯にとらわれることなく市の執行経費同様に厳正精査を行うこと。

市単独補助金についても同様とする。

※指定管理者制度に伴う施設管理委託費についても制度の趣旨を理解し、管理状況等を厳密に精査すること。

(7) 行事(イベント)や各種審議会等

これまで継続して実施してきた行事(イベント)や各種の審議会等についても、その効果等についても改めて検証し、見直すべきものについては、積極的に廃止等を行うこと。

なお、現行の法律や政令等により義務づけられている各種審議会を除き、要綱などにより任意で設置している審議会等については、必要性を含め全体的に事務内容の見直しを行うこと。

(8) 施設の維持管理経費

各種施設の維持管理経費については、市民の使用頻度等を考慮し、適正な経費を算出し、受益者負担の原則を基本とした使用料の改定も視野に入れた歳入歳出予算を計上すること。また、指定管理者制度を既に導入している施設についても再度精査を行うこと。

なお、近い将来、老朽化施設及び類似施設の統廃合の検討も必要であることから、施設の存在意義を含めた管理運営体制の検討を図ること。

(9) 部局内の調整

部長を筆頭として課長及び各部の経営管理担当を中心に、部局内における重点事業への優先配分や全ての施策の徹底した見直しによる事業費の精査を行うとともに、経常的経費に充当する一般財源の枠配分額については、必ず部局内で調整を行ったうえで要求すること。

(10) 歳入歳出予算見積書の作成にあたっては、節・細節にいたるまで正確な積算を行ない、

積算根拠を必ず記入すること。

※歳入の国・県支出金の見積欄には、必ず補助率を記載すること。

(記載例 補助率 1/3、定額補助等)

2. 歳 入

※歳入については正確な財源の捕捉を行い、的確に収入を見積ること。

- (1) **市税**については、税負担の公平を期するため、課税客体の掌握・徴収率向上に努めること。税外収入についても滞納整理の促進など、一層徴収努力を行うこと。
- (2) **使用料・手数料・財産貸付収入**については、対象事務事業に要する経費の総額や行政効果を比較検討するなど、積極的な見直しを行うことによって適正な料金収入の確保を図ること。また、受益者負担の原則に立ち、使用料等を徴収していないものや未改定のものについては、早急に適切な見直しを行うこと。なお、安易な減免措置は厳に慎むこと。
- (3) **国・県支出金**については、制度の動向を的確に把握するとともに、事業ごとの補助制度内容を十分に研究して、超過負担とならぬよう交付基準に基づいて確実な額を計上すること。また、減収が見込まれる場合は、事業の縮小などによって対応すること。

なお、国の補助金等の一括交付金化等により大幅な見直しが必要になることもあるのでこれらの動向に十分に留意すること。

※見積欄に必ず補助率を記載すること。(記載例 補助率 1/3、定額補助等)

- (4) **地方債**については、後年度の償還金の財政負担を考慮し、且つ、事業内容、事業期間を十分に吟味して適正な見込額を計上すること。また、計上にあたっては必ず行政経営課と協議を行うこと。上下水道事業に係る過疎辺地債は本債と分けて見積ること。
- (5) **その他の歳入**については、適正な収入見込みのもとに計上し、増収に努めること。
- (6) **遊休地の処分、企業広告**など新たな財源確保に積極的に取り組むこと。
- (7) **市税や使用料等の税外収入**においては、収納率向上、滞納整理の促進のためにも、現状から導き出した収納目標を設定し、それらが予算に反映されること。

3. 歳 出

※費用対効果、行政関与の必要性、市民の行政需要の観点から、過去の経緯や慣例にとらわれることなく適正な事業評価を行い、徹底的に見直しを行なうこと。

- (1) **報酬**については、条例に基づき適正な額を計上すること。計上にあたっては、必要最小限度とし無計画な計上は慎むこと。
- (2) **賃金**については、産休代替等特別な事情がある場合以外は原則認めないが、真に必要な場合は現行措置分及び新規分を問わず、事前に総務課と協議し調整済となったものを要求すること。
- (3) **報償費(謝礼金)**：報酬条例にない委員会等の出席謝礼金の計上については、開催回数、開催時間等を勘案し安易な計上をしないこと。また、計上にあたっては金額を精査するとともに積算根拠(単価の根拠)を明記すること。

(4) **旅費**については、出張の目的、効果、緊急度、日程等を十分検討し、真に必要なものに限定して要求するとともに公用車使用の徹底を図ること。なお、宿泊を伴う研修・視察は原則認めないものとするが、真に止むを得ない特別旅費については、各課において積算計上すること。また、JR 芸備線の利用促進の観点から、鉄道旅行による出張において JR 芸備線の利用が可能である場合は市内の駅から乗降すること。

(5) **需用費**

ア **事務用品等消耗品**については、安易に共用物品を請求することのないよう職員一人ひとりが節約意識を高め、まず各職員の手持ち物品を消化するなど節減に努めること。

また、購入にあたっては単価等を厳選し、経費節減に努めること。

イ **電気・水道などの光熱水費及び燃料費**については、使用量を把握するとともに、なお一層の省エネルギーに努め、削減を目指すこと。

※光熱水費及び役務費の電話料については、事業費目をまとめていることから、それぞれの施設に係る経費を積算欄に必ず明記しておくこと。

ウ **各種会議の開催にあたって**は所要時間の短縮等に努め、茶菓子代など節減・削減を図ること。(昼食等の弁当代は一切認めない。)

エ **印刷物**の作成については、極力簡素なものとし、作成部数等も必要最低限度とするなど経費節減を図ること。又、カラーコピーは極力避けるとともに、両面印刷を心掛け、大量印刷の場合はリソグラフ印刷機の使用を徹底すること。

オ **施設の修繕**などにおいては、計画的な施設管理に努めるとともに、計上にあたっては、施設 1箇所当たりの修繕費が 50 万円未満の場合は需用費の修繕料に計上し、1 件 50 万円以上の維持修繕費は、工事請負費の維持修繕工事費に計上すること。その際、修繕の内容、必要性、施設名などを明確に記載しておくこと。

(6) **委託料**

調査研究や設計委託においては、職員自らが能力を発揮すべき業務については、安易に委託することがないようにゼロベースの視点で見直すこと。

また、施設等の維持管理業務に係る委託料については、委託の必要性を再度検討した上で、一括契約等により経費の節減を図ること。

(7) **その他の物件費**についても、必要性・重要性を十分に検討し、削減に努めること。

(8) **負担金・補助及び交付金**については、新規及び増額計上は原則認めない。なお、既に目的を達成したと認められる場合は、縮小・廃止すること。目的や対象等が類似するものについては、統合を進めること。

(9) **投資的経費**については、総合計画の実施計画に計上があることを前提とし、事業効果等を十分に分析して適正な選択を行うこと。また、計上にあたっては優先順位を必ず明記すること。

① **単独事業**は抑制するが、着手せざるを得ない場合は、既存事業のスクラップ等により他の事業を圧縮し必要財源の確保に努めること。市総合計画・実施計画に定めた事業費の範囲内とし、実施計画に計上されていない事業は認めない。

② **国庫補助事業等**についても安易な受入れは厳に慎むこと。また、後年度に多額の負担が生じないように留意すること。

とりわけ、国・県の制度的な補助金見直し及び削減によって廃止・縮減された事業に

については、市費による肩代わりは行なわないこと。

- (10) **予算見積書の作成にあたって**、節・細節についての積算は正確を期し、過大見積りは絶対にしないこと。また、積算根拠を必ず明記すること。

4. 特別会計

特別会計についても、一般会計に準じて編成するものとする。法定繰入金(基準内繰入)以外の財源不足については、安易に一般会計からの繰入金に依存することなく、長期的見直しのもとに会計の健全かつ安定的な運営に努めること。なお、公営企業会計(上下水道事業)については、独立採算制の原則及び経済性を十分認識し、事業を徹底して見直すなど、内容について従前以上に厳しく精査すること。また、計画的な加入促進目標等を設定するなど、より一層の収益の確保に努めること。

＜予算見積書等の提出期限＞

①提出期限 平成 24 年 11 月 22 日（木）※期限厳守

②提出書類 ○予算要求書【電算からの入出力帳票】

- ・歳入予算要求書
- ・歳出予算要求書（事業総括）
- ・歳出予算要求書（事業説明）
- ・歳出予算要求書（明細）

- ・様式 1 要求（査定）総括表
- ・様式 1-1 枠配分予算整理表
- ・様式 2 建設事業計画書
- ・様式 3 建設事業計画書（個表） ※事業費が 1,000 万円以上の事業
- ・様式 4 単独補助金に関する調
- ・様式 5 補助事業対象調書【国費, 県費補助充当事業（ソフト事業を含む）】
（ソフト事業を含め国費, 県費補助充当事業は全て提出してください）
- ・様式 6 報酬に関する調
- ・様式 7-1 賃金等に関する調
- ・様式 7-2 人材派遣委託に関する調
- ・様式 8 特別旅費に関する調
- ・様式 9 指定管理施設経費調書
- ・様式 10 講演会等に関する調書

◎各種団体補助費等・・・（決算書及び予算書の写し）

◎指定管理施設に係る経費・・・（委託料明細書の写し）

◎その他必要と認められる参考資料

【資料は A4 版に統一のこと】

※様式 1 から 8 については、ペーパーとともに、電子データも併せて提出のこと。

以上の基本方針により、平成 25 年度の予算編成作業を進めること。

見積単価等については、現行によって積算すること。

今後の予定

○市長 重点事業 事前協議

11 月 5 日～8 日（予定）

○地方債充当協議

11 月中下旬（随時）

○行政経営課 ヒヤリング

12 月初～中旬

○副市長・企画振興部長 ヒアリング

1 月初旬

○市長 予算査定

1 月中旬

※最終的には全体を見渡し、大局的見地から市長が最終調整を行う。（施策の優先順位化による事業調整、部局間の均衡性の考慮等）